

## 第4回いわき市下水道事業等経営審議会議事録

○ 日 時 令和4年11月15日(火) 午後2時00分～午後3時30分

○ 場 所 本庁舎第3会議室

○ 出席者 1 委員

(出席：15名)

秋葉 米造、飯田 教郎、井上 久美子、岡 光義、  
金田 晴美、木町 元康、河合 伸、小松 ひと美、  
佐藤 弓子、鈴木 俊彦、高荒 智子、永山 肇一、  
原田 正光、蛭田 光治、油座 順子 ※五十音順・敬称略

2 事務局

・生活環境部

齊藤生活環境部次長兼総合調整担当

・生活排水対策室

草野生活排水対策室長

・経営企画課

高橋経営企画課長、阿部経営企画課主幹兼課長補佐、

田仲経営企画係長、箱崎業務係長、川嶋主査、宇佐美主査

・下水道事業課

矢吹下水道事業課長、長計画管理係長

・北部下水道管理事務所

志賀北部下水道管理事務所主幹兼次長

・南部下水道管理事務所

鈴木南部下水道管理事務所長

○ 配布資料 第4回いわき市下水道事業等経営審議会資料

### 1 開会

委員15名中15名の出席があり、「いわき市下水道事業等経営審議会条例」第6条第2項に規定する過半数を満たしていることから、会議が成立していることについて事務局より報告した。

### 2 市長あいさつ

### 3 諮問

市長より、いわき市下水道事業等経営審議会 原田会長へ諮問書を手渡した。

## 4 報告

(前回の議事録について)

第3回経営審議会の議事録について、議事録署名人による署名後、9月30日に市公式ホームページへ掲載したことを報告した。

## 5 議事

### (1) 議事録署名人の選出

今回の議事録署名人は、会長の指名により、岡委員と木町委員に決定した。

## 6 説明

### (1) 諮問理由について

### (2) 下水道事業経営戦略の中間見直しについて

### (3) 下水道使用料の基本的な考え方について

### (4) 令和3年度下水道事業等の決算状況について

## 7 質疑応答

### 【下水道事業経営戦略の中間見直しについて】

(委員)

資料4頁に記載されている経営戦略の計画期間について、もう少し具体的に説明してほしい。

(事務局)

経営戦略の計画期間は、国の通知や経営戦略策定ガイドラインの中で、10年以上を基本として設定することとされている。

この通知等に基づき、平成31年3月に策定した本市の下水道事業経営戦略は、令和元年度から令和10年度までの10年間で設定している。

同様に、令和3年3月に策定した地域汚水処理事業及び農業集落排水事業経営戦略についても、令和3年度から令和12年度までの10年間で設定している。

(委員)

経営戦略の計画期間は、国の考え方に沿って設定したということか。

(事務局)

そのとおり。経営戦略の計画期間について、やむを得ず10年未満で設定する場合は、その理由について議会、住民に分かりやすく説明することが必要となってくる。

(委員)

資料7頁に記載されている収益的収支の中で、一般会計からの繰入という項目がある。一般会計からの繰入は、使用料の収入だけでは足りないため、この繰入が必要になると思うが、これの法的根拠、国の基準などがあったら教えてほしい。

(事務局)

一般会計からの繰入は、地方公営企業法の第17条の2を法的な根拠としている。本来、汚水処理費は、使用料で賄うことが原則である。使用料収入をもって充てることが適当でない経費や所定の要件を満たす場合は、一般会計からの繰入が認められている。

繰入金は、毎年度、総務省から通知される「地方公営企業に対する一般会計繰出基準」に基づき運用している。この基準に沿った繰入は基準内繰入、それ以外の繰入は基準外繰入と呼ばれ、基準内繰入には、雨水処理に要する経費や分流式下水道等に要する経費などが含まれている。

(委員)

経営戦略の「見える化」について説明いただいたが、具体的にどのような形で「見える化」を推進していくのか。

(事務局)

「見える化」の具体的な取組みは、経営戦略の計画期間と同様、国の通知や経営戦略策定ガイドラインで示されている。

この中で、経営戦略を見直しする際は、計画期間内における具体的な取組みや目標など、その内容について、住民や議会に対し、分かりやすく説明して理解を得ることが求められている。

下水道使用料については、使用料水準が適切なものであるか、将来の使用料改定の必要性等について、住民や議会の理解に資するよう、経費回収率の見込み及び原価計算の内訳を記載し、見える化を図ることが求められている。

本市では、これまでも、経営審議会の資料など、市ホームページなどで公表してきたところであり、今後も、国の通知やガイドライン等に基づき「見える化」を推進していきたい。

(委員)

「見える化」は、いろいろな自治体で進めていると思うので、他市の事例なども参考に、こういった形で公表すれば、より理解してもらえるのかという点も検討いただきながら推進してほしい。

## 【下水道使用料の基本的な考え方について】

(委員)

資料 14 頁に記載されている「下水道使用料と経費回収率の推移」の中で、令和元年度の経費回収率は、平成 31 年 4 月の使用料改定により 80.4%となっており、この時点で、目標の経費回収率は、一応達成したこととなっている。

この後、令和元年度から令和 5 年度までの 5 年間でベースにして、使用料の見直しを検討すると思うが、令和 3 年度の経費回収率は、令和 2 年度と比べ若干下がっているものの、令和元年度から令和 3 年度までの経費回収率は、平均で 80%台を確保している。

このような状況の中で、再度、14.8%の改定を行うということなのか。資料の 18 頁をみると、14.8%という数値が既定の値になっているように思われるが、これはどのようなことなのか。

(事務局)

14.8%という数値は、既定の数値ではなく、あくまで平成 31 年 4 月に改定した下水道使用料の改定率である。

第 1 次経営審議会では、全国平均の経費回収率(82.5%)を目指すことが望ましいとしつつも、社会経済情勢や市民生活に与える影響についても考慮する必要があるのではないかと意見の多数いただいた。

最終的には、全国平均(82.5%)と類似都市平均(78.3%)の経費回収率の中間値(80.4%)を目標値とし、その目標を達成するため、平均 14.8%の使用料改定とした。

令和 6 年度以降の使用料については、社会経済情勢や経営環境の変化などを踏まえ、使用料水準が適切なものであるか、使用料改定の必要性等について、あらためて、この審議会で検討いただきたいと考えている。

(委員)

資料 16 頁に「処理区域内人口別の平均使用料」の比較が記載されているが、なぜ、本市の使用料が高い水準となっているのか。

(事務局)

資料 16 頁に記載されている平均使用料の比較は、処理区内人口のみで比べているため、それぞれの事業体の施設規模、人口密度や面積など様々な要件が異なっている。

本市の使用料が比較的高いのは、広域都市であり、処理区域内の人口密度が低いこと、管渠の延長が長いこと、さらに、市街地が河川の河口部に位置するという地域特性を有しているため、多くの処理場やポンプ場を整備していることなどが要因と考えている。

(委員)

事業経営を成り立たせるため、使用料の値上げありきというのはいかがなものか。いろいろなものが値上げしている状況の中で、使用料の値上げは、市民へ理解されるのかどうか。

(事務局)

本市の下水道事業は、一般会計からの繰入金があれば、経営が成り立っていないというのが現実的な話である。

このような中で、まず最初に使用料を上げるということではなく、令和6年度～10年度までの収支計画の見通し、全国や類似都市との使用料水準や経費回収率の比較等を踏まえ、今後の使用料改定の必要性などを検討していくこととなる。

必ずしも使用料改定の話が先にくるということではなく、当然行政側も、収入の確保と支出の抑制など、様々な経営努力が必要であると考えている。

(委員)

本日の審議会で用意いただいた資料について意見を述べたい。この資料は、一般住民に公表するのかわからないが、一般住民は、この資料だけを見たら、本市の使用料が高すぎじゃないか、さらに値上げもするのかという印象を受けるのではないかと。

資料の中には、本市の使用料が他市と比べて高い理由をしっかりと記載した方が良いと思う。その方が、住民も納得感があるだろうし、審議会委員である我々も受入れやすいと思う。これは、地域ごとに独自の条件や関係があるので、なかなか一概には言えないと思うが、住民がいかに納得できるかという大事なところだと思う。

(事務局)

委員の御意見を参考とさせていただき、市民の理解に資するよう、分かりやすい資料づくりと丁寧な説明に努めていきたい。

(委員)

審議会の資料については、前々からもう少し分かりやすくと申し上げている。昨日の夜も、3条、4条予算を理解するために、インターネットで調べみた。あるサイトでは、3条予算は第1のサイフ、4条予算は第2のサイフ、余った分の収益と減価償却費は第3のサイフ、第1と第2のサイフで足りなくなったら、第3のサイフで補充するんですよという説明の図があって、なるほどと納得した。

その意味では、市民、市民の代表である市議会議員にも納得してもらうため、もう少しイラストや図表を入れるなど、分かりやすい説明を加えていただいた方が良いと思う。

(事務局)

審議会の資料については「見える化」を意識し、イラストや図などを入れ、できるだけ分かりやすい形で、この審議会、市民や市議会へ提示し、丁寧な説明に努めていきたい。

### 【令和3年度下水道事業等の決算状況について】

(委員)

農業集落排水事業は同意事業であるが、同意戸数に対する実際の接続戸数の割合（接続率）を教えてください。

(事務局)

令和3年度末における農業集落排水処理施設（各地区）の接続率は、下小川が87.0%、戸田が91.7%、永井が78.6%、三阪が70.5%、渡辺が86.8%、遠野が59.6%となっている。6地区全体の合計の接続率は、平均で70.6%となっている。

(委員)

資料20頁に記載されている「資本的収支の円グラフ（右側）」の中で、不足額が30億3,300百万円と記載されている。この補足説明（吹き出し）で「減価償却費等の非現金化支出などの留保資金で補てんしている」と記載されているが、我々住民としてはよく分からない。説明文をそのまま読めば、留保資金を補填となっているので、留保資金というのがある、そこから補填したという理解となる。

この理解で良いとすると、留保資金は、全体的にどのくらいあるのか。留保資金がたくさんあるのであれば、使用料の値上げは、まだしなくても良いのではないか。

(事務局)

収益的収支とは、3条予算と呼ばれるもので、いわゆる維持管理や運営にかかる経費のことであり、その財源は使用料などがある。

資本的収支とは、4条予算と呼ばれるもので、いわゆる建設投資関係の事業費となり、その財源は補助金や企業債などがある。

収益的収支（支出）に出てくる減価償却費は、費用には計上されるが、外部に現金が出ていくものではない。減価償却費というお金で業者さんにお金を支払うとかいうものではなく、現金は内部で留保されることとなる。これを内部留保資金と呼んでいる。

資本的収支の不足額は、令和3年度決算で右側の円グラフにあるとおり 30億3,300万円となった。どのような資金で不足額を解消したかと言うと、前年度(令和2年度)決算から繰り越しされた、いわゆる内部留保資金が約5億円、企業債償還のための積立金が約5億円、さらに令和3年度に内部に留保された資金で約26億円のうち約18億円程度を使い、資本的収支の不足額に充てている。

また、令和3年度の決算を終えて、令和4年度に繰り越された留保資金が約8億ほどある。この留保資金は、令和4年度の事業を行ってみて、資本的収支で不足が生じたら、そこに充てる仕組みとなっている。

(委員)

収益的収支と資本的収支は、ワンセットになっているということだと思うが、なかなかなじみがなく、どこかで1度、分かりやすくレクチャーしていただいた方が、委員の皆さんもよく理解できると思う。

以上